

印西市情報公開・個人情報保護審査会条例の解釈運用基準（案）

目 次

第1条	設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2条	所掌事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第3条	組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第4条	委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第5条	会長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第6条	審査会の調査権限・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第7条	提出資料の写しの送付等・・・・・・・・・・	6
第8条	委員による調査手続・・・・・・・・・・・・・	8
第9条	調査審議手続の非公開・・・・・・・・・・・・・	8
第10条	答申書の送付等・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第11条	委任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
附則	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9

設置

(設置)

第1条 市長の附属機関として、印西市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

【趣旨及び説明】

第1条は、審査会が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により市長の附属機関として設置されたものであることを明らかにしている。

所掌事務

（所掌事務）

第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 印西市情報公開条例（平成12年条例第24号。以下「情報公開条例」という。）第16条及び印西市個人情報保護条例（平成12年条例第25号。以下「個人情報保護条例」という。）第33条の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (2) 個人情報保護条例の規定により実施機関が審査会の意見を聴くこととされた事項について、実施機関の諮問に応じて意見を述べること。
- (3) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について市長の諮問に応じて、又は自ら調査審議し、意見を述べること。

【趣旨及び説明】

第2条は、**情報公開条例及び個人情報保護条例に係る審査請求**について調査審議すること、**個人情報保護に関する実施機関の諮問に応じて意見を述べること**、**情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について調査審議し、意見を述べることを所掌事務と定めている。**

【解釈及び運用】

- 1 「印西市情報公開条例第16条及び印西市個人情報保護条例第33条の規定による諮問に応じ」とは、審査会は、地方自治法第138条の4第3項の規定により市長の附属機関として設置するものであるが、情報公開制度及び個人情報保護制度の統一的な運用を図るため、**すべての実施機関からの諮問に応じるということである。**
- 2 「情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について市長の諮問に応じて調査審議し、意見を述べる」とは、**審査会は**、公文書の不開示基準、組織、手続のあり方などの制度の運営及び情報公開制度の改善に係る全般的な重要事項について、諮問に応じて又は必要がある場合に、自ら**調査審議し、意見を述べる権能を持つということである。**
- 3 **審査請求**に対する**裁決の権限**は、**審査庁である各実施機関にあるが、審査請求がされた実施機関だけで当該審査請求について審査することは、公平さに欠けるおそれがある。**そこで第三者により組織された審査会に諮問し、審査会は公正な立場で審査し、答申する。答申を受けた実施機関は、当該答申を尊重し、**裁決**するものとする。

審査会の組織等

（組織）

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。

（委員）

第4条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長）

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

【趣旨及び説明】

1 第3条は、審査会は、実施機関の諮問に対し、公正で迅速な対応を図るため、5人以内の委員（非常勤）で組織される合議体であることを定めている。

2 第4条は、委員の任用、任期及び服務を定めている。

審査会には、第6条第1項の規定により、不開示情報が記録された公文書を見分するインカメラ審理の権限が与えられていることから、委員はその職務の性質上、不開示情報に関わる機会が多いため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用を受けない委員について、第5項で委員の守秘義務を定めている。

なお、委員は、市民の信頼を得る上で公正性、中立性が求められるため、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の政治団体の役員になったり、地方公務員法第36条に規定する政治的行為を積極的に行わないことが望まれる。

3 第5条は、会長は委員の互選で選任すること、その職務は審査会を代表すること、会長の職務を代理する委員は、会長があらかじめ指名する者であることを定めている。

【解釈及び運用】

1 第4条の補欠委員とは、欠員となった委員を補うための委員であることから、その任用及び服務については、同条の規定を準用するものとする。

審査会の調査権限

（審査会の調査権限）

- 第6条 審査会は、第2条1号の事項の調査審議に関し必要があると認めるときは、情報公開条例第16条の規定により諮問をした実施機関又は個人情報保護条例第33条の規定により諮問をした実施機関(以下これらを「諮問実施機関」という。)に対し、諮問に係る公文書又は個人情報(以下「関係公文書等」という。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された関係公文書等の開示を求めることができない。
- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、関係公文書等の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書若しくは資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすること又は審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会若しくは意見書若しくは資料を提出する機会を与えることができる。
- 5 審査会は、第3項又は前項の規定により意見書又は資料(以下「意見書等」という。)の提出を求めるときは、次条の規定により当該意見書等を送付し、又は閲覧に供することについて、当該意見書等を提出する審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

【趣旨及び説明】

第6条は、審査会の調査権限について定めている。

【解釈及び運用】

- 1 第1項は、審査会が、実施機関が行った開示決定等の判断の妥当性及び公文書中の不開示情報の記載の有無などを確認し、審査請求に係る調査審議を行うに当たり、的確かつ迅速に判断するため、当該公文書を見分するインカメラ審理の権限を審査会に認めたものである。
- 2 「必要があると認めるとき」とは、審査会が、インカメラ審理を行う必要があると認めるときをいい、インカメラ審理の実施の判断は、審査会に委ねられている。具体的には、当該公文書に記録されている情報の性質、当該事件の証拠関係等に照らし、審査会が当該公文書を実際に見分しないことにより生じる適切な判断の困難性等の不利益と当該公文書を審査会に提示するこ

とにより生ずる行政上の不利益とを比較衡量し、なお必要と認められる場合をいう。

なお、個人情報等^の情報の性質に応じて特別の考慮を必要とする場合^{には}、審査会は、諮問実施機関から必要な説明を聴き、当該公文書を提示することによって生ずる支障の内容及び程度を的確に把握し、諮問に関する説明の要求その他の方法による調査を十分行った上で、当該公文書の提示を求める必要性^を判断する。

3 第2項は、**諮問実施機関は、審査会の求めに応じ、審査請求があった開示決定等に係る公文書を提示しなければならないことを定めている。**

4 第3項は、**審査請求があった開示決定等に係る公文書が多く、複数の不開示情報が複雑に関係する事案などの審議では、当該事案の論点を明確にし、審理を促進するため、諮問実施機関に、審査請求があった開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会が指定する方法で分類又は整理した資料（ヴォーン・インデックス）の作成を求めることができることを定めている。**

5 第4項は、審査会は、必要があると認めるときには、**審査請求人等の口頭意見陳述又は意見書等の提出を求めること、審議に必要な実地調査を行うこと（必要な調査）、審査請求人等の口頭意見陳述又は意見書等の提出の申出を認めることができることを定めている。**

なお、本項の規定を「必要があると認めるときは、・・・与えることができる」と任意規定にしたのは、**審査請求人等**の意見を全面的に認めるとき、同一の公文書の**開示等**の判断の先例が確立しているときなど、**あえて審査請求人等**から意見を聴く必要がない**場合に**、審査会**が**、当該事件の迅速な解決と審査会全体の調査審議の効率性の確保のため、**意見**を聴かずに答申できることとするためである。

6 第5項は、**審査会が、審査請求人等から提出される意見書等を他の審査請求人等に送付し、又は閲覧させることについて、意見書等を提出する審査請求人等に当該送付又は閲覧に対する異議の有無を確認することを定めている。**

提出資料の写しの送付等

（提出資料の写しの送付等）

- 第7条 審査会は、前条第3項又は第4項の規定による意見書等の提出があったときは、当該意見書等の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいい、音声記録及び動画記録を除く。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、送付することにより第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。
- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書等の閲覧（視聴を含む。以下同じ。）を求めることができる。この場合において、審査会は、閲覧に供することにより第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

【趣旨及び説明】

第7条は、審査請求人等に、審査会に提出された意見書等の写しを送付し、及びこれを閲覧に供する場合について定めている。

【解釈及び運用】

- 1 意見書等の写しの送付及び閲覧は、審査請求人等が十分な弁明・反論及び証拠の提出を行うことにより、審査会が公正な審議及び適正な判断ができるようにすることを目的とするものである。
- 2 「第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき」とは、例えば以下のような場合をいう。
- （1）意見書等に個人又は法人等に関する非公開情報が記載されている場合（審査請求人の個人名等非公開にする必要のないものを除く）
 - （2）意見書等に終了していない訴訟・事件捜査等に関連する情報が記載されている場合（公開されても支障がないものを除く）
- 3 「その他正当な理由があるとき」とは、例えば以下のような場合をいう。
- （1）「意見書等の送付・閲覧に係る意見書」に、異議「有」の意思表示があり、異議の理由が相当である場合
 - （2）公にすると行政運営上支障が生ずるなど客観的に相当な支障がある場合
- 4 意見書等の写しの送付に関する判断は、以下に基づき行う。
- 審査会が適正な判断を行うために、意見書等は、原則送付する。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、又はその他正当な理

由があるときは、送付しない。

- 5 意見書等の閲覧に関する判断は、以下に基づき行う。

審査会が適正な判断を行うために、意見書等の閲覧の求めがあった場合は、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、又はその他正当な理由があるときを除き、閲覧させる。

- 6 意見書等の閲覧の要領は、以下のとおりとする。

意見書等の閲覧は、原則閲覧のみとする。別に送付手続を定めていることから、意見書等を複写・撮影等することによる複製の作成は認めない。ただし、意見書等の一部又は要旨を書き写すことは認める。また、閲覧の期間を調査審議に影響のない範囲で定める。

- 7 意見書等の閲覧の請求手続は、意見書等閲覧請求書（印西市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則（平成16年3月26日規則8号。以下「審査会規則」という。）別記第3号様式）を審査会に提出して行うものとする（審査会規則4条1項）。

- 8 審査会は、意見書等の閲覧の諾否を決定した場合は、意見書等閲覧承諾通知書（審査会規則別記第4号様式）、意見書等閲覧一部承諾通知書（審査会規則別記第5号様式）又は意見書等閲覧不承諾通知書（審査会規則別記第6号様式）により閲覧の請求をした審査請求人等に通知するものとする（審査会規則4条2項）。

- 9 審査会は、意見書等の閲覧の承諾又は一部承諾をする決定をした場合で、意見書等を提出した審査請求人等から閲覧に対する異議が申し出されている場合は、異議を申し出た審査請求人等に、意見書等閲覧（承諾・一部承諾）に係る通知書（審査会規則別記第7号様式）により意見書等の閲覧を承諾又は一部承諾した旨を通知するものとする（審査会規則4条3項）。

審査会における手続等

（委員による調査手続）

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第6条第1項の規定により提示された関係公文書等を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（調査審議手続の非公開）

第9条 審査請求に係る審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第10条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

【趣旨及び説明】

1 第8条は、審査会が迅速かつ機動的な調査審議を行うため、合議体を構成する一部の委員により調査、意見の聴取等ができることを定めている。

2 第9条は、審査請求に係る調査審議の手続は、審査請求に係る公文書の開示決定等の適否について行われるものであり、公開すると不開示情報が公になるおそれもあることから、すべて非公開とすることを定めている。

なお、議事録にも調査審議の性質上、印西市情報公開条例第7条各号に掲げる不開示情報が含まれるおそれがあるため、調査審議の手続の非公開に合わせて公開しない。

3 第10条は、審査会が答申したときは、審査請求人及び参加人に答申書の写しを送付すること及び答申の内容を一般に公表することを定めている。

なお、公表の対象を「答申の内容」としたのは、答申書には審査請求人の氏名等、一般に公表することが適当でない部分が含まれていることがあるためである。

4 第11条は、この条例を施行するに当たって、審査会の運営及び調査審議の手続に関する必要な事項は、市長が定めることを定めている。

なお、「必要な事項」とは、会議の招集、定足数、議決方法、意見書等の提出及び閲覧に関する様式、審査会の庶務等である。

附 則

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に印西市情報公開条例の一部を改正する条例による改正前の印西市情報公開条例（以下「改正前の情報公開条例」という。）第20条第1項の規定により委嘱された印西市情報公開審査会（以下「情報公開審査会」という。）の委員である者及び印西市個人情報保護条例の一部を改正する条例による改正前の印西市個人情報保護条例第43条第1項の規定により委嘱された印西市個人情報保護審査会（以下「個人情報保護審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第4条第1項の規定により印西市情報公開・個人情報保護審査会（以下「情報公開・個人情報保護審査会」という。）の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成18年9月30日までとする。

- 3 この条例の施行前に情報公開審査会及び個人情報保護審査会にされた諮問でこの条例の施行の際、当該諮問に対する答申がされていないものは、情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について個人情報保護審査会がした調査審議の手続は情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手続とみなす。

- 4 情報公開審査会及び個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 5 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

情報公開審査会委員	日額 7,500円
個人情報保護審査会委員	日額 7,500円

を

」

「

情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 7,500円
------------------	-----------

に改める。

」

（印旛村及び本埜村の編入に伴う経過措置）

- 6 印旛村及び本埜村の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに、印旛村情報公開審査会（印旛村情報公開条例（平成15年印旛村条例第1号）第16条第1項に規定する審査会をいう。以下同じ。）になされた諮問で、編入日の前日までに当該諮問に対する答申がなされていないものは、審査会になされた諮問とみなし、当該諮問について印旛村情報公開審査会がした調査審議の手続は、審査会がした調査審議の手続とみなす。
 - 7 編入日の前日までに、本埜村情報公開審査会（本埜村情報公開条例（平成14年本埜村条例第8号）第19条第1項に規定する審査会をいう。以下同じ。）になされた諮問で、編入日の前日までに当該諮問に対する答申がなされていないものは、審査会になされた諮問とみなし、当該諮問について本埜村情報公開審査会がした調査審議の手続は、審査会がした調査審議の手続とみなす。
 - 8 編入日の前日までに、印旛村個人情報保護審査会（印旛村個人情報保護条例（平成17年印旛村条例第1号）第32条第1項に規定する審査会をいう。以下同じ。）になされた諮問で、編入日の前日までに当該諮問に対する答申がなされていないものは、審査会になされた諮問とみなし、当該諮問について印旛村個人情報保護審査会がした調査審議の手続は、審査会がした調査審議の手続とみなす。
 - 9 編入日の前日までに、本埜村個人情報保護審査会（本埜村個人情報保護条例（平成15年本埜村条例第20号）第30条第1項に規定する審査会をいう。以下同じ。）になされた諮問で、編入日の前日までに当該諮問に対する答申がなされていないものは、審査会になされた諮問とみなし、当該諮問について本埜村個人情報保護審査会がした調査審議の手続は、審査会がした調査審議の手続とみなす。
 - 10 印旛村情報公開審査会若しくは印旛村個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務又は本埜村情報公開審査会若しくは本埜村個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、編入日以後も、印旛村情報公開条例若しくは印旛村個人情報保護条例又は本埜村情報公開条例若しくは本埜村個人情報保護条例の例による。
- 附 則（平成22年3月17日条例第25号）
この条例は、平成22年3月23日から施行する。
- 附 則（平成28年3月17日条例第9号）
この条例は、平成28年4月1日から施行する。

【趣旨及び説明】

この附則は、この条例の施行期日及び経過措置を定めている。